

日本における LGBTQ+ と 学校教育の現在

倉元綾子・安谷竜輝¹

LGBTQ+ and Schools in Japan, 2023

Ayako Kuramoto and Tatsuki Yasutani¹

1. はじめに

近年、多様な人々の人権尊重と擁護およびSDGsの観点から、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）への関心が高まっている。

2023年5月にも、G7サミットが日本で開催されるにあたって、これまで先送りされてきたLGBT法案が、自民・公明、および立憲・共産・社民から提出された。

これをめぐって、「LGBT法整備を 欧米などの駐日大使ら、日本へビデオメッセージ」（毎日新聞 2023/5/12）が次のように伝えている。

「米欧やオーストラリアなど15の在日外国公館が12日、LGBTなど性的少数者の差別反対と権利擁護を盛り込んだ法整備を日本政府に呼びかけるビデオメッセージを出した。エマニュエル駐日米大使が発表した。主要7カ国首脳会議（G7広島サミット）開幕を控える中、取り組み強化を促した。

スウェーデンのヘーグベリ大使は『国に関係なく、誰にでも誰を愛するか決める権利がある』と強調した。フィンランドのヤースライネン大使は性的少数者の権利について『純然たる人権だ。あらゆる差別を過去の遺物にしよう』と語った。

¹ 福岡市立三宅小学校、2023年3月本学児童教育学科卒業生

英国のロングボトム大使は、G7議長国を務める日本で性的少数者の『平等な権利に向けた具体的成果に期待する』と表明。(以下省略)(共同)

その後、2023年6月16日LGBT理解促進法(正式名称「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」)が成立、6月23日施行された(『官報』号外第132号 令和5年6月23日)。

しかしながら、成立した法に対しては関連団体から懸念が表明されている。LGBT法連合会(2023)は、本法が、異例の審議・修正の過程をたどり、短期間のうちに内容が後退したこと、「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」とし、当事者の尊厳を踏みにじる内容となっていることを指摘している。

LGBT法をめぐる今後の動向を注視したい。

一方、学校は、ますます複雑化するグローバル社会において、子どもと保護者、地域に多大な影響を及ぼすコミュニティを構成している。学校は、社会的および文化的側面の理解を再検討しなければならない。そのような要素の一つに、学校コミュニティを構成する個人の性的指向・性自認、セクシュアリティの問題がある。

筆者のひとは、2021年度の小学校教育実習と、その後の福岡市学生サポーターの経験から、小学校にも少なからず、しかし確実にLGBTQ+当事者がいることを認識している。しかし、LGBTQ+は個人のプライベートでデリケートな問題であるという認識から、具体的に当事者のために自分に何ができるか、学校を安全な場所とするために何ができるか、考えることは容易ではない。

教員を希望する学生や学校関係者が、LGBTQ+について学び、新たな世代を担う子どもたちが正しい知識や理解と感覚を養うのを支援する必要がある。

以上のことから、本稿では、LGBTQ+について取り上げ、LGBTQ+の子どもが自分自身の性に悩んだ際の対応、学校における支援や合理的な配慮について検討し、今後の課題について考察する。

2. 日本における LGBTQ+ をめぐる社会状況

(1) 日本の社会的状況

日本では、明治時代、1896年に民法が制定され、法的に婚姻が定められるようになった。また、LGBTQ+ に関しては、1913年、Krafft-Ebing の *Psychopathia Sexualis* (原著初版1886、性的精神病理；黒沢良臣訳、『変態性慾心理』、大日本文明協会) が翻訳・出版されている。そのころから、社会や人々は異性愛以外の、同性愛が存在することを認識するようになったものの、変態性慾と捉えていた。

世界的に見ても同様で、欧米では長年同性愛や両性愛は精神医学的な障害であると考えられてきた。そして、その考えに基づき、多くの精神科医や臨床家の間では、同性愛は「病理」であり、「治療」しなければならないと考えられてきた。

それに対して多くの論争が1970年代初頭から起こり、精神医学界、心理学界の間で、同性愛の承認をめぐる論争が続いていた。その結果、米国精神医学会は、1973年に精神疾患の診断基準である「DSM (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders、精神疾患の診断・統計マニュアル)」から、WHOは、1990年に「国際疾患分類 ICD (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems)」から、同性愛や両性愛を障害とする記述を削除した。このような動きに応じて、米国と同様に日本においても1995年には日本精神神経学会が、「同性愛を精神障害とみなさない」とした。

教育界では、1979年、文部省は『生徒の問題行動に関する基礎資料：中学校・高等学校編』において、同性愛を、「倒錯型非行」とし「社会的にも健全な道徳規範に反し、性の秩序を乱す行為となりうるものです、現代社会にあっては是認されるものではないだろう」と記述していた。

1986年の『生徒指導における性に関する指導：中学校・高等学校編』(文部省)では同性愛に関する記述が一切なくなり、1993年には『生徒の問題行動に関する基礎資料：中学校・高等学校編』の記述が不適切であったことを文部省が認め、同性愛の部分の削除を決定した。

2002年の教科書検定においても「同性愛カップル」を新たな家族形態の一

つとして容認し、記述が現われた。しかし、このような社会全体や教育界の変遷の中、学習指導要領や教科書には「異性への関心」が芽生えることが正常な発達である、という記述は残ったままであった。

2017年に、文部科学省は、学習指導要領の改正にあたって広くの意見を公募した。それに対して多くのLGBTQ+に関連する団体から「性的マイノリティについて規定し、保健体育科などの『異性への関心』を削除すべき」という意見が出された。文部科学省からの回答は「体育館、保健体育においては、個人差があるものの、心身の発達・発育に伴い『異性への関心が芽生えること』などは思春期の主な特徴の一つとして必要な指導内容です。また、体育科・保健体育科で、上記通知で研究されている、いわゆる『性的マイノリティ』について指導内容として扱うことは個々の児童生徒の通達に応じた指導保護者や国民の理解教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しいと考えています。」というものであった（文部科学省2017a）。

2012年以降の内閣府・厚生労働省「自殺総合対策大綱」では「社会全体の自殺未遂リスクを低下させる」という項目の中に、「性的マイノリティに対する支援の充実」が記載されている。これは国全体としてLGBTQ+の児童生徒学生だけでなく、成人も自殺のリスクが高いことを認め、社会全体として取り組みを求めているということである（厚生労働省2012；2017；2022）。

（2）LGBTQ+ とは何か

LGBTQ+ とは、Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer, Questioning の各セクシュアリティの頭文字からなる総称で、「セクシュアル・マイノリティ」とも称される。さらに近年、「IA+」として Intersex, Asexual なども存在する。「+」には何か特定のセクシュアリティを表わす言葉ではなく、セクシュアリティは多様であることを示している。

次に、セクシュアル・マイノリティの代表的な4つの分類を確認しておきたい。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーのうち、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルは性的指向に関する分類であり、焦点は誰を好

きになるかについて置かれている。一方、トランスジェンダーは性自認に焦点が置かれている。

レズビアンは女性とされる人に性的指向が向く、女性自認の人やその状態とされる。ゲイは男性とされる人に性的指向が向く、男性自認の人やその状態とされる。そして、バイセクシュアルは性的指向が、男性とされる人や女性とされる人のどちらにも向く可能性のある人のことである。ここで女性や男性が、「…とされる」という表現になっているのは、相手の性自認が何であるかは一般的に確認していないと不明瞭な点が多く、相手に魅力を感じる瞬間にはわからないことが多いということから、厳密には相手のセクシュアリティを断定することが難しいと考えるためである。

次に、トランスジェンダーについては、「自身の身体的性別あるいは割り当てられた性別に対し違和感があり、それとは異なる性辞任・性同一性を認識しているか、あるいは性表現を行っているかあるいはそのどちらも有している人やその状態のこと」である。特徴としては、何らかの性別違和感をもっていることを、そして性自認もしくは性表現がその人の身体的性別や身分証の性別に記載されているものとは異なっているということである。この2点がトランスジェンダーの定義では大きな特徴と言えるが、両方を満たす必要はなく、またトランスジェンダーではない人のことをシスジェンダー (Cisgender) と称する。トランスジェンダーにおける用語にはさまざまなものがあり、「MTF/FTM」「トランス女性/トランス男性」などにも細分化される場合がある。

さらに、性的指向を細分化するとパンセクシュアル、アセクシュアルやテヘロセクシュアル、ホモセクシュアル、モノセクシュアル、アルロセクシュアルなども存在し、セクシュアリティやジェンダーなど計 62 種類の代表的性的マイノリティや思想までもが存在するといわれている。このようにセクシュアリティはグラデーションのように多様であり、それは無限に存在する。

ここまで多くのセクシュアリティに関する用語のうち、いくつかを取り上げて解説した。あるセクシュアリティをカテゴライズし、一つの名前で包含すれば、そのカテゴリーの枠組みから排除される人が必ず生まれる。特定のセクシュアリティを示す言葉は、当事者の間で無数に生じ得る。したがっ

て、個々人の意思や尊厳を尊重することが重要である（社会福祉法人共生会 SHOWA2021）。

（3）LGBTQ+ の支援

LGBTQ+ 支援者は広くアライ（Ally）と呼ばれる。アライの定義については、さまざまなものがあり、LGBTQ+ 同様、始まりについても諸説がある。しかし、発祥は北米にある LGBTQ+ 支援団体の「ゲイ・ストレート・アライアンス（Gay-Straight Alliance）；通称 GSA」であるといわれる。特に異性愛者でこのような活動を行う人のことを「ストレート・アライ」と呼ぶようになったとされる。現在では、ストレートかどうかには言及することなく、「アライ」と呼ばれるようになっている。例えば、同性愛者など、性的指向においてマイノリティ性をもつ人々がトランスジェンダーの人々の支援や権利擁護を表明したり、その逆に、トランスジェンダーなど性自認におけるマイノリティ性をもつ人々が同性愛者の人々の支援や権利擁護をしたりする際などにも用いられている。

表1に、イリノイ大学カウンセリングセンター内の LGBT アライ・ネットワークのウェブ・サイト（<https://counselingcenter.illinois.edu/outreach-consultation-prevention/cultural-diversity-outreach/queers-allies/lgbt-ally-network/what>）ではアライを次のように定義している（イリノイ大学カウンセリングセンター 2022）。

LGBTQIA のアライの定義

LGBTQIA のアライは、以下のような人たちである。：

- ・LGBTQIA のアライであることが、自分の利益になると信じている。
- ・LGBTQIA の問題を理解するよう努力している。性自認と性的指向に関する自分の知識に満足するよう努力する。
- ・「ゲイ」「レズビアン」「バイセクシャル」「トランスジェンダー」という言葉を使うことに抵抗がない。
- ・抑圧のパターンがどのように作用しているかを理解し、抑圧的な行為を

特定し、他者の抑圧的な行為に挑戦することに、意欲的に取り組んでいる。すべての抑圧された集団の味方になるように努力する。

- ・ホモフォビア、トランスフォビア、ヘテロセクシズム、シスジェンダー主義に立ち向かうために、個人的に納得のいく方法を見つける。
- ・LGBTQIA の人々が「クローゼットから出る」のと同様に、アライは、LGBTQIA の人々や問題への支持を公に認めることによって、アライとして「出る」のである。
- ・LGBTQIA の人々と協調することを選択し、彼らのニーズを代弁する一特に彼ら自身が意見を言うことができないときに。
- ・失敗を恐れず、困難に直面してもあきらめない。
- ・LGBTQIA の人々との共同体意識を促進し、これらの共同体の重要性を他の人々に教える。また、他の人にもアドボカシー（権利擁護）をするように勧める。
- ・自分が擁護している人々と、同じ名前と呼ばれたり、同じような方法でハラスメント（嫌がらせ）を受けたりする可能性があることを自覚している。異性愛者のアライは、否定的あるいは不快な仮定や状況を避けるために、自分が異性愛者であることを公表する「信任状提出」を可能な限り避ける。
- ・防衛的、皮肉的、あるいは脅迫的になることなく、人々と向き合い、対処するよう努力する。

アライになることのメリット

- ・世界のさらに 10% の人々と親密な関係を築く可能性が開ける。
- ・性別による役割分担の固定観念に縛られることが少なくなる。
- ・あらゆる性別の友人と親密で愛情深い関係を築くことができるようになる。
- ・他の方法では接することのない人々から学び、教え、影響を与える機会を得ることができる。
- ・性的・ジェンダー的アイデンティティに肯定的な何かを見つけた、あな

たの愛する人の人生に深い変化をもたらすかもしれない。

LGBTQIA のアライになるための4つのステップ

1. 意識する／リソースにアクセスする：自分が何者であるか、そして、自分がLGBTQIAの人々とどのように違い、また似ているかを自覚する。そのような意識は、LGBTQIAの人々との会話、LGBTQIAの人々や彼らの生活についての本、意識を高めるワークショップやミーティングへの参加、そして自己点検によって得ることができる。
2. 知識／教育：LGBTQIAの人々の事実、統計、法律、政策、文化について知ること、課題に対する知識を得る。
3. オープンで協力的な環境づくり：尊重し合う雰囲気奨励し、促進する。個人間やグループ内の違いを認め、感謝し、祝福する。安全でオープンな話し相手になる。学内のアライ・ネットワークのいずれかに参加する。
4. 行動する：知識を教え、共有する。行動することが、社会全体を変える唯一の方法である。人権のために立ち上がり、闘おう。

(安谷・倉元仮訳)

イリノイ州は、アメリカ合衆国で最初に刑法からソドミー法（「自然に反する」というような湾曲的な表現によって特定の正行為を犯罪とする法律のこと。特にこの法律が異性カップルに適用されることは稀で、そのほとんどが同性間の成功に対しての適用であり、同性愛者などへ実効的な差別・排斥をもたらす）を除いた州として有名である。また、世界的に有名なシカゴ・プライド・パレードというLGBTQ+の祭典も開催されているほど、LGBTQ+への関心も高く、先進的である。

LGBTQ+ 支援とは、傷ついた人々を支援するカウンセリングだけではない。アライに基づく信念によって、社会文化的な背景を知り、差別に対抗するためのあらゆる積極的な是正を行う姿勢を持つことである。

ここでの目標は、世の中を巻き込んで社会全体をアライ化することであると考える。LGBTQ+ 当事者と同じように、表明せずとも、私たちの社会のいたるところに既にアライが存在することを前提に、多様性を受容する感覚を養うことが必要だろう。企業や教育現場、電車の中、カフェの隣の席の人々もアライかもしれないというようになることである。

そして、言うまでもないが、アライの出現は LGBTQ+ 当事者にとって、大きな役割を果たす。アライという最大の理解者の存在は LGBTQ+ 当事者の困難や閉塞感からの解放につながる。社会全体が LGBTQ+ を理解し受容するようになれば、LGBTQ+ であることをあえて明かさなくても、当事者の人権を擁護することができるし、社会や環境によい変化をもたらすことが期待される。アライの人々、グループはそういった大きな力として機能する。したがって、アライを価値ある集団としてきちんと位置付け、個々人と社会全体をアライに育てていくことが求められる（イリノイ大学カウンセリングセンター 2022）。

（4）同性婚、パートナーシップ制度、レインボー・フラッグ

ここでは、初めに同性婚について検討する（MARRIAGE FOR ALL JAPAN - 結婚の自由をすべての人に 2023）。

1989 年、デンマークで世界で初めて「登録パートナーシップ法」が作られた。2001 年にはオランダで同性同士の婚姻が可能になったことを契機として、同性婚を認める国や地域が年々増えている。2023 年 2 月には、34 カ国・地域になっている。アジアでは、2019 年 5 月に台湾で可能となった。先進 7 カ国（G7）ではカナダ、スペイン、フランス、イギリス、アメリカ、ドイツで同性婚が認められ、イタリアでは婚姻とは別の独自の制度で婚姻に準じた権利を保障している。何の法的保障もないのは、G7 のなかでは唯一日本だけである。このように、世界的には同性婚を認める国や地域がある一方、同性間の性行為などに刑罰を課し、迫害している国や地域もある。死刑がある国も存在する。

日本では同性愛は犯罪ではないものの、同性婚は認められていない。憲法が同性婚を禁止しているからではなく、民法がこれを認めていないことによる。

戦前、戸主の同意がなければ結婚ができないなど、家制度の下、個人、特に女性が犠牲になってきたことから、日本国憲法 24 条 1 項は、当事者の合意だけで結婚できるとした。「両性」という文言には、男女に婚姻を限定する意味はなく、同性婚を禁止するものではないと考えられる。理論上は同性婚を可能にするためには、憲法改正までは必要ではなく、民法など関係法を改正するだけで可能であるはずである (MARRIAGE FOR ALL JAPAN 2023)。

しかしながら、2019 年 2 月 14 日、日本では、同性婚を認めないのは憲法に違反しているとして「結婚の自由をすべての人に」訴訟が開始された。2021 年 3 月には、札幌地裁が、同性婚を認めていない現在の民法や戸籍法は憲法 14 条 1 項が定める法の下での平等に反するとの判決を出している。2023 年 6 月 8 日現在、5 つの地裁判決のうち 4 つで違憲と判断された (MARRIAGE FOR ALL JAPAN 2023)。

次に、同性パートナーシップ制度について考える。

日本では 2015 年に東京の渋谷区と世田谷区で、同性カップルを自治体が証明することや宣誓を受けつけることを開始した。現在では全国 300 以上の自治体で施行されており、人口カバー率も 7 割を超えている。茨城県、群馬県、大阪府のように府県単位で導入されている地域もあり、宮崎県の本城町という人口 5000 人ほどの町での導入もはじまっている。社会、行政が同性カップルの存在を認めることは当たり前だが重要なことであり、その意義は大きいだろう (日本 LGBT サポート協会 2023；MARRIAGE FOR ALL JAPAN—結婚の自由をすべての人に 2023)。

福岡県は、2022 年 4 月 1 日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」(福岡県庁 2022) を開始した。これは基本的人権に関わる問題であり差別をなくし、障壁を取り除いて、性的少数者のセクシュアリティにかかわらず、人生をともにしたいという人と安心して生活を営める地域を創造するということである。また、パートナーシップ宣誓制度の導入済みの県内 4 市 1 町と制度利用者の負担軽減を図るため、パートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結している。協定締結先として北九州市、福岡市、古賀市、福津市、粕屋町が同様の制度を導入している。

福岡県パートナーシップ宣誓制度は、双方または一方が性的少数者のカップルが日常生活において相互に協力し合い、人生をとともにすることを間に宣誓し、県が「宣誓書受領証カード」交付する制度であり、24の県内市町村の県営住宅の入居申込や県住宅供給公社の賃貸住宅の入居申し込み、県立太宰府病院をはじめとする8つの地域の9つの医療機関での病状説明治療方針の同意など、生活保護の申請、障害のある方に対する自動車税減免申請その他のサービス、さらには民間サービスが利用可能となる。

同性パートナーシップ制度により婚姻ができる婚姻と同じと誤解されることもあるが、婚姻とは全くの別物である。また、絶大な法的効果を有するというわけでもないが。自治体が同性カップルのパートナーシップを正式に認めるということは、市民への大きな啓発なり、同性カップルにとって自分たちの存在が認められているという後押しという効果は期待できるだろう。また、性的指向や性自認に関する諸政策を一地域社会の、ダイバーシティを推進する上で影響力は大きいものとなる。以上のことから社会においてはLGBTQ+当事者の応援をするものとなり、未導入の地域では導入を検討していただくことにより、さらにその輪が広がることが期待されている。

レインボー・フラッグについては、LGBTQ+をはじめとするセクシュアル・マイノリティの活動のシンボルとして使われている旗であり、セクシュアル・マイノリティのプライドを示す象徴として親しまれている。日本を含め世界中で使われており、特に、欧米諸国では毎年6月をセクシュアル・マイノリティのプライド月間と位置づけ、行事としてプライド・パレードなどが盛大に開催されている。東京でも、東京プライド・パレードが開催されている（OUT JAPAN 2023）。

カラーバリエーションは現在6色となっており、赤、橙、黄、緑、藍、紫である。意味合いは、順に「生命、癒し、太陽、自然、調和、精神」を示して、セクシュアル・マイノリティを初めとする多くのマイノリティ当事者の活動を後押ししている。

最近では、LGBTQ+フレンドリーであることを表現する方法として、街中のレストラン、ホテル、アーケードなどにも飾られている。また、フラッ

グ以外の形でも存在しており、ステッカー、バッチなど、さまざまな形で、LGBTQ+ 当事者が自分たちの権利やプライドを示したり、彼らを取り巻く周囲の人間からの応援を表明したりする方法として役立っている。

3. 日本における LGBTQ+ の子どもたち

(1) 日本の LGBTQ+ の子どもたちの現状

LGBTQ+ に対する社会の認識は高まりつつあり、学校現場では LGBTQ+ の児童生徒への配慮ある対応が当事者や文部科学省から求められるようになってきた。

また、2014 年の「性同一性障害に係る対応に関する状況調査より」(文部科学省)によれば、学校現場において、全国で 606 人の児童生徒へ何らかの対応をしたことが報告された。文部科学省は、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、2017 年に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行い、性的指向、性自認に関する記載を盛り込んだ(文部科学省 2017b)。

これらによって、学校が真に LGBTQ+ 当事者にとって安心・安全な場所となっているかを検討する。

まず教育を主管する文部科学省の動向の変遷から見ていきたい。

2015 年から 2020 年までの改正には、性的マイノリティに関する記述が見られる。2015 年 4 月 30 日、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について」の児童生徒課長通知(文部科学省)が出され、2016 年には教員向けの対応に関する手引き「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について(教職員向け)」も作成された(文部科学省)。2017 年には「いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止等のための基本的な方針」の改定(文部科学省)を行い、性的指向や性自認に関する記載が盛り込まれている。

次に日本の LGBTQ+ の子どもたちの現状について検討する。

「電通ダイバーシティ・ラボ」は、2015 年、全国の約 7 万人を対象に、LGBT に関するインターネット調査を行っている(電通ニュースリリース)。その結果、LGBT に該当する人は全体の約 7.6%であった。

「博報堂 DY グループ・LGBT 総合研究所」も、2016 年、同様の調査を行い、「セクシャルマイノリティに該当する人は約 8.0%、LGBT に該当する人は約 5.9% ←消費支出、旅行・ベットの関連・芸術鑑賞などで LGBT 層に高い傾向」と発表している（博報堂 NEWS）。

以上の結果を、学校に置き換えると、35 人クラスに 2～3 人の割合で LGBTQ+ が存在するという計算になる。

それでは、LGBTQ+ 当事者である児童・生徒学生の困難にはどんなものがあるだろうか。現在、学校教育のカリキュラムや IT 化、社会の情報化が急速に進んでいる。そのような環境で、子どもたちが、いつ、どのような形で困難と向き合うかは、個人差もあるが困難を招く危険因子である可能性については警戒したい。主な困難について述べたい。

まずは先に述べた男女二元論から来る、男女の 2 つの性別で学校空間が隔てられていること、次に身近な相談体制が整っていないこと、最後にロールモデルが見つからないことであると考える。

「ゲイ・バイセクシュアル男性を対象にしたインターネット調査結果（調査期間 2001/8-9）（有効回答数 5,731 人）」（日高、木村、市川、2007a；Hidaka1 et.al., 2008）によると、約 65% が自殺を考えたことがあり（自殺念慮）、15% 前後が実際に自殺未遂の経験があると報告されている。同性愛者の自殺率や自殺未遂率の高さが、すべてセクシュアリティに起因するとは言いきれないが、その背景に性的マイノリティとしての生きづらさがあることは無視できない、としている（図 1、日高、木村、市川 2007b）。

性同一性障害の場合も、ジェンダークリニックを受診するまでに自殺念慮を抱いたことがある人は 58.6%、自傷・自殺未遂をしたことがある人は 28.4%、不登校を経験したことがある人は 29.4%、精神科合併症の既往歴がある人は 16.5% いると報告されている（中塚 2017）。

2012 年 8 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」（2012/8/28 閣議決定、2017/7/25 廃止、厚生労働省）以降、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見がその背景にある社会的要因の一つ」との見解が示された。（なお、最初の「自殺総合対策大綱」は 2007

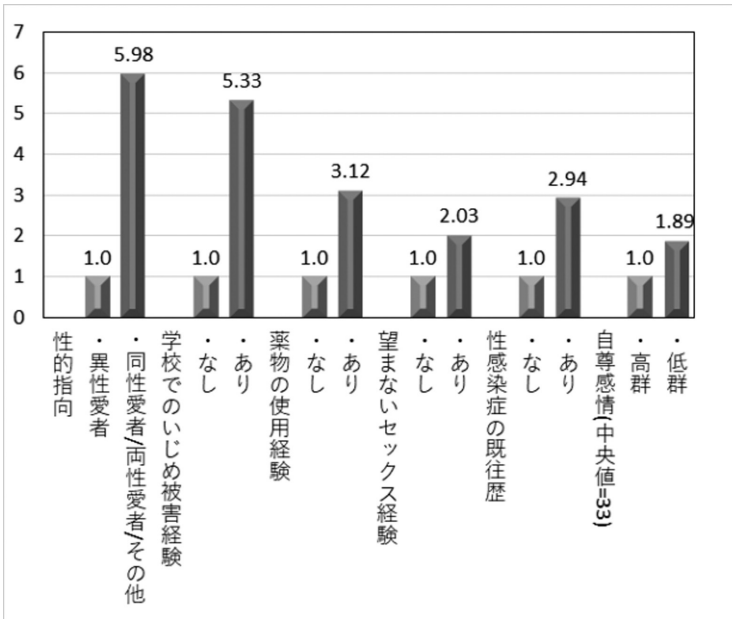


図1 自殺未遂経験に関連する要因【男性】(ロジスティック回帰分析)

資料出所：日高, Operario, 岳中, 大森, 市川, 白坂. (2008). わが国における都会の若者の自殺未遂経験割合とその関連要因に関する研究：大阪の繁華街での街頭調査の結果から, <https://www.health-issue.jp/suicide/result01.html> (2022年12月29日閲覧) を一部改変。

注：Hidaka Y, Operario D, Takenaka M, Omori S, Ichikawa S and Shirasaka T (2008): Attempted suicide and associated risk factors among youth in urban Japan, *Social Psychiatry and Psychiatric Epidemiology* 43: 752-757 の日本語解説 Web ページ「わが国における都会の若者の自殺未遂経験割合とその関連要因に関する研究—大阪の繁華街での街頭調査の結果から—(有効回答数 2,095 人)」(<http://www.health-issue.jp/suicide/>)。許可を得て掲載。

年に策定され、2008年に一部改正、2012年に廃止された。その後、5年ごとに見直しが行われている。最新のものは、厚生労働省、2022年10月のものである)。

2013年に文部科学省が実施した「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」では、606件の性同一性障害の児童・生徒が報告された(2014)。この調査は、国公私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象とし、学校現場における性同一性障害への対応の現状を把

握することを目的として実施された。

調査報告では、小学校 93 件、中学校 110 件、高等学校 403 件と、学年が上がるごとに報告件数も増加傾向にあることが見て取れる。学校側が性同一性障害の児童生徒の状況を把握するためには、本人の認識や説明能力に頼らざるを得ないため、まだ自分の状況を自分で伝えることができない子ども、さらには学校にも両親にもいまだカミングアウトにいたっていないなど、実際には報告をはるかに上回る件数が数字として見えないながらも存在すると想定される。

それらをふまえ、文部科学省からは、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」(2015) という通知が出された。対応の実施に関する学校や教育委員会などからの質問に対する回答は、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」(2016) にある。

先に述べたように、現在の日本は異性愛を前提とした社会である。その中で、同性愛者は「異質なもの」と見なされることや、伝統的な男性性・女性性をもっていないと周囲から捉えられる場合もあり、いじめ被害や不登校といった困難なできごとが学齢期に集中して発生している。それゆえに、この時期に自尊感情を決定的に傷つけられる経験をしてしまう場合が多くあり、自傷行為などにもつながりかねない。

以上のことから、教員やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーには、思春期青年期に迎えるいじめ・不登校・自殺念慮などの大変な危機的なできごとの背景のひとつとして、性的指向が関与している可能性も視野に入れて対応することが求められる。

いじめは許されないものである。当事者の児童がいつまでもマイノリティの存在として、いじめの被害者とならないように、またシスジェンダーの児童が正しい知識を持っていないことによっていじめの加害者とならないようにすることも、学校における教師の仕事である。

(2) LGBTQ+ に関する教育・支援

文部科学省通知 (2016) によると LGBTQ+ 当事者の児童生徒学生はいじめ・

不登校・自殺などのさまざまなリスクが極めて高いために、教職員は配慮のある対応を求められている。しかし、同時に、カリキュラムではこれまでの異性愛中心主義から、「性別に違和感がないのがノーマルである」と錯覚したままである。

学校現場においては抜本的な LGBTQ+ について正しい知識を与えて、態度を養うことが重要である。子どもたちは「ホモ」「オカマ」「おんなおとこ」などの言葉の意味を知らなくともからかいや冷やかしに使用しているかもしれない。それはそれらの言葉を「良くない意味」で誤って認識しているかもしれない。

自身の性別や性的志向が多数派とは異なるのではないか。と思い悩む児童生徒だけではなくすべての児童生徒に性は多様な形、側面が存在するということを教える必要がある。それは学校内、さらには社会の少数派に対する意識が変わり、児童生徒そしてすべての人が過ごしやすい環境を構築することができるだろう。

それでは、教育として学校現場でいつ頃、性の多様性を教えるのが妥当なのであろうか。性別に違和感のある児童生徒学生が自分自身の違和感を自覚するのは第二性徴以前が多いのではないかと考えられる（図2）。

日高ら（2004）の調査によると、自己の性的指向に気づくのは13歳頃の思春期が最も多いが、最も早い児童で3歳であり、異性愛ではないかもと気づい

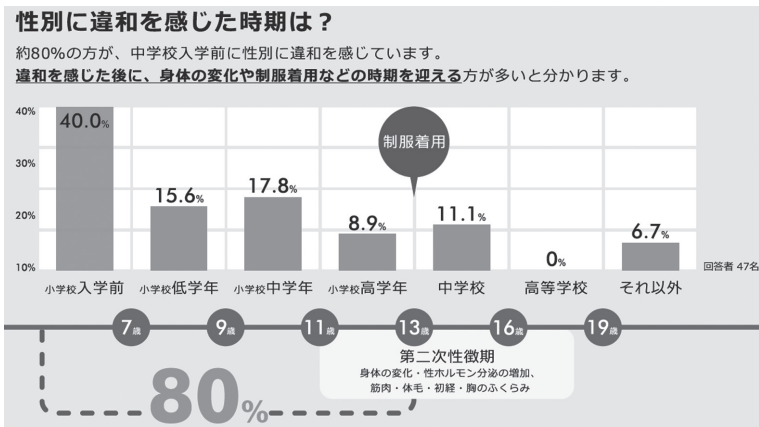


図2 性別に違和を感じた時期は？

資料出所：カンコー学生工学研究所. (2020). 多様なセクシュアリティを認め合う学校環境のために：LGBTQに関するアンケート調査報告. 許可を得て掲載。

たのは、最も早い児童で5歳であった。

LGBTQ+ に対する肯定的な態度がいかにかに形成されるのかについては、「LGBTQ+ の存在を知ること。(可視化)」、当事者の体験に耳を傾けて友人関係などを築くこと「当事者との親密化」、マイノリティは万人が有するものであるという自覚「マイノリティの共有・共感」が重要であると考えられる。

学校や社会を安全・安心な場所にするために、プロセスやカリキュラムは異なっているとしても、当事者・非当事者に関係なく、初等教育からの学校教育のなかで、発達段階を考慮して LGBTQ+ について学ぶ機会が継続的に設定されることが、求められている。小学校段階からセクシュアリティ教育・ジェンダー教育に触れることでセクシュアル・マイノリティに留まらず、マイノリティ全般についても肯定的で理解のある態度を養うことができるだろう。

学校現場で児童生徒を対象に LGBTQ+ について教えるとなると、どのように教えるのが効果的なのだろうか。正しい知識を得ることだけを目的として、「LGBT」「同性愛」「トランスジェンダー」といった用語やカテゴリーを知るといった方法では、「自分たちとは違う人がいる」「大変な状況にある人がいる」「助けるべき人がいる」といったことを学ぶだけである。

つまり、異性愛でシスジェンダーの者のセクシュアリティがすべて同じではない。同様に、同性愛であるから、あるいは性別に違和感があるからといって、セクシュアリティも同じではないのである。

4. 諸外国における取り組み、活動、事例

(1) LGBTQ+ を中心とした学校

アメリカ合衆国でも苦しんでいる LGBTQ+ の生徒は後を絶たず、自殺企図も 2～4 倍以上高いことが問題視されている (Haas et al. 2010)。2017 年 11 月に実施されたハリス世論調査では、LGBTQ+ の人たちに理解があり、かつ支持的であるアライの割合も 2016 年に比べ有意に減少し、学校で距離を感じる割合の高さが示されている (Harris Poll 2018)。

加えて、アメリカ国内で同性の両親に養育されている子どもたちは 20 万人程度、存在すると推定されている (Cates 2015)。児童生徒が LGBTQ+ でなく

でも、家族がLGBTQ+であることも、対応が不可欠な状態として注目されている。52州のうち少なくとも7州でLGBTQ+統合化カリキュラムが法的に禁止されているが、1980年代からLGBTQ+の生徒を対象にした学校が私立・公立校ともにいくつか開校されている。入学者が増えないことや資金繰りの難しさから閉校している学校(例えばプライド・スクール・アトランタ)もあるが、充実・拡大している学校もある。

プライド・スクール・アトランタでは、K-12(幼稚園から高等学校卒業までの13年間の教育)を施し、LGBTQ+当事者にとって学校そして人生の選択肢が増えるように意図されている。特色は、LGBTQ+当事者を含めたセクシュアル・マイノリティの生徒、家族、教育者に対してホモフォビア(同性愛嫌悪)やトランスフォビアのない安全に楽しく、そして自由に学べる環境を提供していることにもある(Jarvie, J. (Ed.) 2015)。

ウィスコンシン州ミルウォーキーのアライアンス・スクール(Alliance School)は、2005年に米国初の公立チャーター高等学校として「セクシュアリティ、アイデンティティ、外見、能力、信念にかかわらず、生徒にとって安全な場所」として設立された。嫌がらせや脅迫、さまざまな虐待、LGBTQ+のために学習を妨げられている生徒を対象としている。200名程度を定員とし、開校が進められた(Jill Anderson 2019/4/17; Chad, G. 2006/6/20)。

同校の創設にかかわったOwen-Moore, T. M. (2019)は、その経緯と現状について、次のように述べている。

「ミルウォーキー・アライアンス・スクールは、2004年1月に設立企画書を提出し、4月に承認された。設立にあたって、成功事例を学び、カリキュラムを作成し、校舎を探し、教材や備品を調達し、生徒を入学させ、教師を採用し、チャーター契約を結び、規約を学び、スケジュールを立て、会議に出席し、ロゴをデザインし、オープンハウスを行い、ロッカーや図書を注文し、その他にも多くのことを行った。

2005年8月1日、「安全で、生徒を中心に考え、すべての生徒のニーズを満たすために学問的に挑戦する環境である」というアライアンスのミッションの

もとで、学校が開校された。簡単にドロップアウトしていた生徒たちが、毎年卒業し、就職や大学進学を果たしている。開校当初、全校生徒の出席率は66% だったが、10年後には90% まで伸びた。

本校では、長年にわたり、すべての生徒が尊厳を持って扱われ、「子どもである」ための機会を与えられ、安全で受容的な場所が作られていることが、違いを生み出す重要な改革の一つであることを明らかにしてきた。

アライアンス・スクールは、いじめに対処し、同じように対処することを他の人に教えるという使命を持って始まった全米初の学校であり、LGBTQ フレンドリーな学校であることを明確に使命とする数少ない学校のひとつである。」(Owen-Moore 2019)

しかしながら、これらの LGBTQ+ の児童生徒を対象とした学校設立に対しては、反対も多い。さまざまな児童生徒が直接ふれ合い、友人関係を築いたり、違いを解決したり、レジリエンスを発達させ、不快感と危険性を識別できるようにするためにも、独立した別の学校ではなく、統合教育をする必要性も指摘されている (Jarvie 2015)。

多様な教育形態がみられるアメリカ合衆国では、学費の高さや学校認定の困難さもあり、閉校された学校もみられる。公的教育制度の拡大を求める保護者も多い (Snively 2004)。

(2) LGBTQ+ に関する教育と支援：カリフォルニア州を中心に

カリフォルニア州は2011年に The Fair, Accurate, Inclusive, and Respectful Education Act (略して、FAIR: 公平・正確・インクルーシブ・尊重し合う教育法) を可決し、学校で LGBTQ+ を統合したカリキュラムで教育する権限を各学校に与えている (Moorhead 2018)。カリフォルニア州は、性的な多様性に関連した欠席、抑うつ状態、いじめといじめに伴う自殺企図や自殺とその割合の高さなど、安全で安心できる教育環境を阻害する人的・物的問題に教育的に対応している (Moorhead 2018)。

Vecello (2012) は、FAIR 教育法に基づく教育実践の具体化に際して、移

民の歴史をもつカリフォルニア州の地域性を生かし、Banks, J. A. (2010) が提唱した多文化の統合化を意識した「LGBTQ+ 統合化カリキュラム」として提案している。アメリカ合衆国では、幼稚園は1年制で小学校内に統合されており、年少と年中の幼児はプレ・スクールに通っている。K-12は幼稚園のkindergartenの頭文字のKをとり、年長児および小学校1年生から高校卒業までの13年間の教育機関を表す総称である。州により各校種の就学年齢や開始年齢が異なることもあり、教育の連続性や一質性を重要視する点から、このように表現されている。日本はグローバル化や国際化の課題に直面しており、アメリカ合衆国は異なる歴史や地域性をもっている。しかし、多様性を理解し受容度を高める教育を実施するにあたって、参考になると考えられる。

「LGBTQ+ 統合化カリキュラム」(Banks 2010)の4つのレベルは順に進める必要はないが、以下のように設定されている。

レベル1では、性的な多様性に関する著名な人物やできごとなどを学習し、LGBTQ+の人たちの社会における貢献に焦点を当てる。表面的な事実学習になる可能性もあるが、歴史上のできごとや主要な人物からさまざまな点を学び課題を検討するための出発点としては、学童期には効果的である。国際トランスジェンダー認知の日(3月31日)。LGBTプライド月間(6月)、アメリカとイギリスのLGBT歴史月間(10月)と国際カミングアウトデー(10月11日)などの記念日をカレンダーに書き込み、それぞれを祝うといった活動が含まれる。

カリフォルニア州で最も大きい学区であるロサンゼルス統合学区(Los Angeles Unified School District: LAUSD. 小中高1,700校)の人間関係・多様性・公平性部門は、性的多様性に関し、毎年キャンペーンを行っている。2017年は性の多様性に関わる歴史上の人々やできごとを、カレンダーにして各教室の掲示物として提供している

レベル2は、現行のカリキュラムを変えずに、LGBTQ+の内容を加えていく対応である。年齢的には、理解を深めにくく、社会通念に影響を受け「正常なこと」を位置づけがちで、真の理解ではなく「(自分たち)とは異なる人たち」を分離する可能性がある。しかし、このレベルの多様性の理解に焦点を当

て、小学生を対象に *and tango makes three* (邦訳 タンタンタンゴはパパふたり) (Richardson et al. 2005, Simon & Schuster Books for Young Readers; 邦訳尾辻、前田、2008、ポット出版) や *The Big Book of Life* (邦訳 いろいろな家族のほん) (Hoffman & Asquith, 2010, Frances Lincoln Children's Books; 邦訳杉本、2018、少年写真新聞社) などの書籍を活用したり、ゲスト・スピーカーによる授業をしたりすることなどが含まれる。これらの活動を通して、より身近なこととしてとらえることを促進している。

レベル 3 になるとカリキュラムの編成を変えて専門化したテキストを用いて社会的、文化的、歴史的、政治的といった多角的な側面から LGBTQ+ の個人やコミュニティに対する理解を深める教育実践を行う。

カリフォルニア州は、2016年に社会科の教科書に LGBTQ+ の人々に関する裁判や社会に対する真実を記載し、児童生徒に教えることが義務づけられた最初の州である (Steinmetz 2017)。黒人やネイティブ・アメリカン (先住民族)、ユダヤ人やホロコーストの生存者、女性権利主義を主張する人々など、人種や宗教、性別などさまざまな偏見差別に関する歴史教育の中に、性的な多様性が加えられた。2018年の新年度から、幼稚園から高校3年生 (K-12) まで、LGBTQ+ を新合した教科書使用が進められている。

歴史的に LGBTQ+ の人たちが、どのような扱いを受けてきたか、それらに対し生徒1人でのよいがよに関わりを変えていくのかなど、他者と共存して生きることを教育する高いレベルといえる。

実施者にはセクシュアリティ、健康、妊娠、HIV 性感染症に関する最新の医学知識を有することを求めており、教員が行うこととは規定されていない。

レベル 4 では、生徒たちが重要と思われる視点や活動を検討し学校内外での課外活動を行う。生徒たちは LGBTQ+ の同級生を支持する「アライ」となり、個人やグループで LGBTQ+ に関するさまざまな社会的活動を行う。

LGBTQ+ に関する教育関係機関 (国、県、市、学校レベル) のウェブ・サイトには、「リソース・ガイド」が必ず含まれている。LAUSD を見ると、LAUSD が提供しているものが12、教材関係が13、指針リスト、LGBTQ+ 関

係の29団体の情報がある。これらの情報提供を行い、学外リソースに「つながり」役割を、学校内の常任スクール・ソーシャル・ワーカーやガイダンス・カウンセラー（日本のスクール・カウンセラーにあたる）などが担当している。ワーカーやカウンセラーの仕事には、児童生徒、教職員、教育機関、保護者、教育委員会、地域そして管理機関である教育省や市民全体への対応と、多層的レベルの対応が含まれる。

LGBTQ+ をどのように教えるのが効果的なのかについて、Burnes & Stanley (2017) は次のように実施するのが効果的であると述べている。

- ① カテゴリー、名前として教えるのではなく、興味をもつことを教える、
- ② 小集団で疑問点などについてディスカッションをする、
- ③ 経験的な学習方法を用いる、
- ④ シスジェンダーにしかできないこと、異性愛者にしかできないことを教える、
- ⑤ LGBTQ+ に関する歴史を教える（特に、自分たちに関連があるような）

このような授業を行うと LGBTQ+ の当事者だけでなく、さまざまなマイノリティなどの当事者が自己開示をすることがあるので、そのクラス、学年、学校が、安全な環境である必要がある。

5. 日本における LGBTQ+ に関する教育と支援

(1) LGBTQ+ に関する教育の必要性

次に国内における LGBTQ+ に関する教育の必要性を検討する。

ここでは、初めに「アウティング」の危険性を過去の事例とともに述べたい。

アウティングはいくつかの事例とともに報道などでも見聞きするようになったが、改めてここで確認しておこう。「アウティング」とは「本人の性的指向や性自認を本人の同意なく第三者が勝手に暴露してしまうこと」である。

1つ目の事例は「一橋大学アウティング事件」(弁護士ドットコムニュース 2017; 2018a; 2019) である。本事件では、2015年8月に一橋大学大学院に通っていた同性愛の大学院生が、アウティングを理由に転落死してしまった。翌年

に行われた裁判が、報道され、広く知られるようになった。

なぜアウトイングがいけないことなのか。それはアウトイングがその人の居場所を奪ったり、プライバシーを侵害したりする可能性があるからである。

例えば、学校で友人にカミングアウトをし、その友人がクラス中に、当事者のセクシュアリティを言いふらしてしまい、いじめが始まった事例もある。カミングアウトした相手がたとえ善意で第三者に伝えたとしても、その先にいる人が100パーセント、LGBTQ+に理解があるかどうかはわからない。そのような状況だと、アウトイングによって当事者が居場所を奪われてしまう可能性がある。性的指向、性自認に関する差別や偏見がはびこっている状況の中では、アウトイングは当事者を追いやってしまう危険な行為であると言わざるを得ない。

2つ目の事例は「府中青年の家事件および裁判」(君塚 2000；諏訪の森法律事務所；ヴィンセント、風間、浜口 1997；風間、河口 2010) である。これは同性愛者のアウトイングそして人権を争点とした日本を初めての裁判である。概要は1991年2月、同性愛者の団体アカー（動くゲイとレズビアンの会）と、その3人のメンバーが東京都を被告として国家賠償請求訴訟を提起した。前年4月東京都教育委員会が都立府中青年の家の宿泊利用の申し込みを不承認とした処分を違憲とし、損害賠償を求める裁判であった。

ところで、日本には同性間の性行為を処罰する法律は明治初期の数年を除いて存在しない。しかし、大正期に流行した通俗的性欲学によって、同性愛を「変態性欲」とする考えが広く社会に浸透し、裁判が起こされた。当時の文部科学省の「生徒の問題行動に関する基礎資料（中学校・高等学校編）」(1982)は、同性愛を性的問題行動の一つとみなし、「社会道徳に反し、是認されるものではない」と記していた。当時の世論には、同性愛に対する偏見が充満していた。このように、性的指向が異性以外の向く者や、法的な性別と性自認が異なる者など、性的少数者は異常、逸脱として偏見の対象となり、社会的や法制度上、存在を否定されてきた。

1990年2月にアカーが利用した青年の家には、利用者団体がお互いに自己紹介をし、打ち合わせするリーダー会があった。アカーの合宿でリーダーを務

めたAは代表としてリーダー会に臨み、「アカーは同性愛者の団体であり、同性愛者の人権を考えるための活動を行っている」と団体紹介(カミングアウト)した。しかし、これに対し、他団体は、「こいつらはホモの集団」などと嘲笑するといった反応を示した。これについて、当時、Aもやむを得ないと考えた。すなわち、同性愛者に対する理解が不足している当時の日本ではこうした反応が生じることを仕方がないことと捉えたのだ。「からかい」や「嘲笑」には、それ自体に、抗議することを諦念させる効果がある。「からかい」や「嘲笑」に対し、怒りを呈して抗議しても好ましい結果が得られないのは、これに起因する。「からかい」は、それがあくまでも「遊びや冗談」であることを主張するものである。

当時のマスコミにもこれに似たような例があった。東京都教育委員会の利用拒否決定を報じた新聞の見出しで「見たかゲイパワー」と、おもしろおかしく、とりあげることで、当事者を「からかい」ながら、発言主体を特定するのを避ける普遍化・匿名化が行われた。さらには「風紀上好ましくないなんて、差別」というような通俗的な言葉遣いも見られた。このようなくだけた表現は、一般的には私的な場面における親密な間柄で用いられるにもかかわらず、マスコミが同性愛者の団体に対して、こうした表現を使用したのである。このことによって、マスコミは「青年の家、利用拒否」という公的なできごとを、私的な問題へとすり替えたといえる。最終的に青年の家所長はアカーメンバーに向けられた好意を、「いたずら・嫌がらせ」であっても決して「差別」ではないと位置づけし直した上で青年の家利用を拒絶しようとした。ここでの「イタズラ・嫌がらせ」は社会的責任を問われるほどの行為はないとみなされるという点で「からかい」と同じような効果および構造を有するといえる。当時、同性愛者の存在そのものが「からかい」の対象とされている時、同性愛者は抗議の声を上げるための基盤を作り出すところから出発しなければいけなかったのだ。

2つの事例からカミングアウトやアウトティングについて、改めて確認する。

当事者がカミングアウトする理由はさまざまである。ただ理解して欲しいということや、その人に協力してもらって親や他の人にカミングアウトを広げるなど、人によって理由は異なる。まずは肯定的に受け止め、その際に「誰に伝

えているのか」「誰にまでつたえてよいのか」を確認することが必要とされる。受け止めたいけれどもどのように処理していいかわからずに困る場合にも一人で抱え込まず、個人情報を漏らさないように注意しながら、他の誰かに相談をしたり、電話相談を使ったりするのが良いだろう。

アウトィングに関しては2018年に制度面で大きな変化があった。東京都国立市で施行された「国立市女性と男性および多様な性の平等参画を推進する条例」(2017年12月可決、2018年4月1日施行)で、「アウトィングの禁止」が盛り込まれたのである(弁護士ドットコムニュース2018b)。罰則がないので、条例で直ちに罰せられることこそないが、当事者にとっては、まず後ろ盾があること、予防効果があることで、意義があり前進したのではないかと考えられる。もう一つは、筑波大学のLGBTに関するガイドラインが改定されて「故意や悪意によるアウトィングに対しては、本学はハラスメントとして対処します。」という部分が新たに追加されたことである(筑波大学2018)。内容のポイントとしてカミングアウトは自分でコントロールできる自己決定であるのに対して、アウトィングは情報のコントロールが本人では困難であるので、計り知れない不安要素があり、精神的苦痛を与えてしまう。そこで、ハラスメントとして対応することを明記しているのである。これの良いところは、当事者もカミングアウトを受けた側も、守秘義務のある相談窓口に相談していいことを明記している点である。明記があるとないのでは、今後の対応が大きく変わる。こうすれば良いという、情報や手段を持つことの意味は大変大きい。このように制度による対策をとることは、アウトィングを防止する効果と、もし仮にアウトィングされてしまった場合にも、当事者が守られる面で意義があると考えられる。一方で、忘れてはいけないのは本来誰もが多様な性の在り方を当たり前ものとして認識していれば、つまり、全ての人の性的指向性、自認が平等に扱われている社会であれば、アウトィングされてもなんの不利益もないはずである。したがって、例えば、ある人が自己紹介で「私の血液型はA型です。」と言ったとしても、血液型に対してのなんの価値判断もされない。セクシュアリティも本来、そういうものであるべきだと考えたら、わかりやすいかもしれない。

(2) LGBTQ+ に関する教育

次に、学校における LGBTQ+ に関する教育について検討する。

LGBTQ+ に関する教育は、いじめの防止に関連しており、学校はこれに努めなければならない。

特に、言語環境を整えていくことは大切である。「ホモ」「オカマ」「オネエ」「キモい」などの言葉に対し、「その言葉は間違いです。使ってはいけません」と注意をした時に、「なんで使ってはいけないの。テレビでも言うよ」と児童に問われるかもしれない。「その言葉で傷ついたり、嫌な気持ちになったりする人がいるから、先生は使わない。みんなも使わないでほしい」とはっきり伝え、それを実行することが児童にとって一番のモデルになる。

それと同時に必要なのは、LGBTQ+ の児童が特別な存在ではなく、シスジェンダーの児童と同様に当たり前の存在であるという教育である。LGBT のことを学校教育で取り扱わないことは、子どもたちから、自分以外の存在を知る機会を奪う。それだけではない LGBT の当事者となりうる子どもたちからも、自分のことを知る機会も奪う。

教師は、いじめを未然に防がなければならない。当事者の児童が、いつまでもマイノリティとして、いじめの被害者とならないようにすること、またシスジェンダーの児童が、正しい知識を持っていないために、いじめの加害者とならないようにすることも、学校教育における教師の仕事である。

相談しやすい環境や場所をつくることも重要である。校内にいつでも相談できる場所があること、相談できる相手がいることは LGBTQ+ の児童の支えとなる。組織で LGBTQ+ の児童をサポートしていく時に保健室と養護教諭の果たす役割は大きい。担任には言えない体や心のこと、友達との関係の悩みを養護教諭につぶやくこともある。保健室に、多様な性に関する図書を置いたり、掲示をしたりすることで、「ここは相談できる場所」「一緒に考えるよ」というサインを示すことができる。養護教諭と担任、さらに教育相談コーディネーター、スクール・カウンセラーなどが中心となって、このような環境づくりをしていきたい。性の多様性の理解につながる本を置き、児童が手に取りやすい環境づくりを心がけている。壁面にはカラフルな旗を飾り「みんなの個性もいろいろ

あって当たり前という気持ちで先生は飾っています」と答えることが果たす役割は大きいと考えられる。

学級およびホームルームにおいては、セクシュアル・マイノリティ当事者とされる児童生徒は自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえ、学校においては日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えることが望まれること。このためにはまず教職員自身が性的マイノリティ全般について、心のない言動を慎む事はもちろん、例えば児童生徒がその戸籍上の性別によく見られる、制服、服装や髪形などとしていない場合、制度一生障害やセクシュアル・マイノリティなどを理由にしている可能性を考慮してそのことを一方的に否定したりやゆしたりしないことが重要である。また、性のことで悩んでいると教師が気づいても、児童自身、そしてその保護者のニーズはさまざまである。全員がカミングアウトする準備などが整っているとは限らない。まずは、学校の中で安心できる相談場所を作り出すことを心がけたい。

(3) LGBTQ+ に対する修学支援

ここまで LGBTQ+ をめぐる社会の現状や歴史を検討してきた。

学校における個別支援については、文部科学省から、2015年、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（教職員向け）」の通知が出されている。これは、それまで学校現場でほとんど周知されていなかった「性同一性障害」について、正しい対応をするよう、明確な指針を示した画期的な通知である。翌2016年には、教職員向けに解説を加えた手引き「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（文部科学省）も出ている。

この通知では、状況調査から、全国の学校（小中高等学校）で服装・宿泊研修・トイレなどにおいては、個別の対応がなされていたことが明らかとなった。特に、これらの数値は高く、他の項目は、髪型・呼称・体育の授業となっている。服装は、自認する性別の服装および衣服、体操着の着用を認める。宿泊研修では、1人部屋の使用を認めることや入浴時間の変更を認めることが考えられる。トイレでは、職員トイレ、多目的トイレの利用を認める、などが挙

げられる。その他にも個別の対応は考えられるが、まずは、教職員が偏見などをなくし、理解を深めることが必要である。当該児童生徒が有する違和感の強弱はさまざまであり、その違和感自体も成長にしたがい、変動があり得るものとされていることから、学校として先入観を持たずにその時々児童生徒の状況に応じた支援を行うことが必要であると考えられる。

学校における支援体制については学校で「サポートチーム」を作り「支援委員会」や「ケース会議」を適時開催しながら柔軟に対応していくことが求められる。この際に教職員間の情報共有では児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合を考慮するとともに、一方では学校として教職員の間での情報共有をチームで対応することが欠かせず、効果的な対応をするため当事者である児童学生やその保護者に対して情報共有する意図を十分に説明し、理解や承諾を得ながら進めることなども重要だろう。医療機関との連絡では、医師による診断や助言が専門的知見を学校が知る重要な機会となり得ることや教職員や他の児童生徒保護者などに対する説明材料となり得ることが考えられる。また、児童生徒が声に違和感を持つことを打ち上げた場合でも、当該児童生徒が、適切な知識を持っているとは限らず、そもそも性同一性障害やセクシュアル・マイノリティ当事者なのか、その傾向があるのかも判然としないことも考えられるため、学校が支援する場合医療機関と連携して進めることが重要である。

保護者も対応や支援に困っている場合も考えられる。保護者がセクシュアル・マイノリティ当事者や性同一性障害などについて受容しない場合は、問題行動の未然防止などに努めることを目的として、保護者と十分話し合い、可能な支援を模索することが重要と考えられる。また、これに準じて教育委員会とも支援をこうすべきだと考えられる。具体的には人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修などの活用、また学校の管理職についても研修などを通じ適切な理解を進めるとともに、学校やスクール・カウンセラーの研修などで性同一性障害やセクシュアル・マイノリティを取り上げることも重要である。

(4) 教職員への啓発

配慮を必要とする児童生徒に適切に対応するためには、LGBTQ+ とは何か、なぜ LGBTQ+ に起因するいじめや不登校など問題行動へ繋がりがねないのかについて、教職員自身が知識を習得し、予防も含めた配慮ができることが求められる。また、問題行動などが生じている場合には、生徒指導スキルを向上させ、適切に指導できる必要がある。

安川（2015）によれば、小・中学校・高等学校の教員の 50% 以上が「性に違和や迷いを感じる児童生徒」への対応に不安や困難を感じており、その理由として 65% 以上が「経験がない、または少ない」、45% 余りが「情報や知識が不足している」などをあげている。多くの教職員が、自身の知識や経験が顕著に不足していると認識していることを示唆している。

現在、さまざまなメディアなどで LGBTQ+ に関する情報に触れるようになった。当事者の児童生徒学生が、自分自身のセクシュアリティやジェンダーについて意識するようになり、そのことで悩んだ場合に、教師やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーなどに相談することが予測される。

しかしながら、相談した相手、教育現場でいう教職員や支援員が十分なスキルや理解を身につけておらず、対応や支援が不十分であると、大きな問題を引き起こしかねない。

ここで一番の問題は、性的違和を感じる児童生徒学生に指導や支援をする、教師の中に、一切の不安や困難を感じることなく、他の児童生徒学生と同じように指導や支援できると胸を張る教職員も存在するということである。これは、LGBTQ+ の人々が置かれている現状を無視している。実際には LGBTQ+ 当事者には悩みや思いがあるにも関わらず、他の児童生徒学生と何ら変わらない存在と見なしているために、個別の教育ニーズが存在することを理解しないのである。

さらには、教職員であるにもかかわらず、自分の教え子のトラブルや困難から逃避して、見えない、知らない、関係のないものとして、手すら差し伸べない教職員もいる可能性がある。このように、恐らく自身の知識や技量が不十分

であるとは考えていないし、研修を受け、自己を研鑽しようという意識も低いという懸念がある。

先に述べたように、LGBTQ+ である可能性がある児童生徒学生は、35人クラスに1人か2人はいる可能性がある。これらの児童生徒はいじめやからかいの対象となるハイリスク群である。実際にLGBTQ+ 当事者であるかどうかではなく、周りの生徒からそのように思われるというだけでハイリスクなのである (Russell et al. 2012)。つまり、教員がしなければならないことは、どの児童生徒が当事者かということを配慮するのではなく、どの児童生徒もセクシュアリティやジェンダーに関することでいじめられたり、からかわれたりする可能性があるという認識をもつことである。次に、多くの人は、LGBTQ+ に対して、ステレオタイプなイメージを当てはめようとする傾向がある。例えば、ゲイの人は、バラエティなどで活躍しているタレントのような「オネエ」と呼ばれるような人であるとか、レズビアンの方は、短髪でボーイッシュであるといったイメージである。しかし、実際は異性愛者でシスジェンダーである性的多数派の人の中にも、さまざまな見た目や好みの方が存在しているように、LGBTQ + 当事者にも同じように多様な人が存在する。また、同性を好きになるなど違う性別になりたいと思うのは、思春期によくありがちな発達過程上の問題であるという誤解もある。確かに、思春期の特性として異性が嫌になったり、同性に憧れたりすることはある。しかし、ここで重要なのは、発達過程で一時的に同性に憧れたのであっても、あるいは、そのままずっと同性が好きであったとしても、「同性が好き」という気持ちについて、「おかしい」「異常だ」と思わないでほしいということである。

同性愛に対してこのように思うことを「同性愛嫌悪 (ホモフォビア)」(Weinberg 1972) といい。性別に達利感をもつ人に対して・悪感をもつことを「トランス嫌悪 (トランスフォビア)」という。教育の中で、同性に対して恋愛感情を抱いたり、性別に違和感を抱いたりしていても異常なことではないと学んでいけば、このようなさまざまな心理的問題を予防できる。

6. まとめと考察

本稿では、LGBTQ+ 当事者の権利や保証の教育による是正を目的にして、日本国内と諸外国の現状と取り組みについて検討してきた。

日本の学校現場における LGBTQ+ の取り組みの現状を教育現場、そして社会的状況を検討した。近年、LGBTQ+ に対する社会の認識も高まりつつあり、教育現場では児童生徒へ配慮ある対応が文部科学省からも求められるようになってきている。しかし、小・中学校および高等学校の教科用図書で LGBTQ+ についての記載が追加されることや増加傾向にあるものの、シスジェンダー、つまり異性愛以外のものはその存在自体がないものとして扱われているように感じられる記載の残る教科用図書の存在もある。この他にも文部科学省や学習指導要領には「異性への関心」という文言が存在するが、異性の関心が芽生えることが「正常の発達」であるという記述が今もなお残されている。これらの文言に対しては、削除すべきという意見が多く募るものの、文部科学省は依然として残しているという現状があり、LGBTQ+ について特に何も新たな内容を追記することはなかった。文部科学省が通知などを出す裏腹にそのような態度をとることに疑問を抱く。このことは教科用図書の採択は各自自治体に委ねられるが現に学習指導資料に記載がないために、学校で LGBTQ+ について学ぶ機会が絶対的にあるとは断言できない。また、現場の子どもたちを知ることから、その割合の推移から現場で多くの子どもたちが困難に直面している、またセクシュアリティ教育が十分に行き届くことがないために、不登校やいじめをはじめとする諸課題のハイリスク郡として懸念されている。セクシュアリティ教育は人権教育に重なる点も多くあるために、初等教育のうちから主体的そして継続的に学習する機会が提供されるべきである。以上のことから、学校現場における教諭、管理職、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、養護教諭などの教職員全員での対応が求められている。

諸外国の LGBTQ+ の取り組みでは、アライアンス・スクールを例にあげた。諸外国はセクシュアリティ教育に対して先進的であり、初等教育に盛り込むことが確認された。また、セクシュアリティ教育や人材教育といったものを発達段階における理解度に応じて区分することから、どの年代でどの程度知識や態

度を養うことができるか見通しを持って教育を行い、結果その高いレベルで知識や態度を教育として養うことが理解できた。

日本の現状については、歴史に学び、修学支援や教職員への啓発の必要性を論じた。セクシュアル・マイノリティ当事者である LGBTQ+ の子どもたちの「学ぶ権利」をわが国の教育機関が1人も残さず保障するためにはこれらは必要不可欠である。修学支援などにもたくさんの支援および指導の形があると考えられるが、当事者の児童生徒とその保護者に寄り添い、学校全体として直面する課題や困難を是正する効果的で必要性の高い柔軟な対応を心がけ、先入観を持たずに当事者である児童生徒の状況などに応じた支援を行うことが必要である。

以上のことから、まずは社会や大人そして私たち自身から LGBTQ+ 当事者への無理解と偏見をなくすことが重要である。セクシュアル・マイノリティは万人が有する血液型や星座、生まれ月、ライフスタイルのように、どんな形であっても、それ以上でもそれ以下でもない、ただの個性くらいに捉えることが自然となるのが良いかもしれない。そして、諸外国のようにセクシュアリティ教育の推進も必要不可欠となってくるだろう。現行の教育カリキュラムでは、必修でなく、学習の機会が必ず保障されていない。義務教育特に、初等教育から組み込んで寛容な態度、正しい知的理解を養うことが望ましい。それに付随して、教職員も研修、セミナー、出前授業の意欲的、組織的な活用が求められる。

筆者のひとりには、現在、2023年4月から小学校教員として働いている。学校現場における LGBTQ+ という論題は冒頭にも述べた通り、非常に身近で今日的な課題である。また、この研究を通して諸外国と比較すると、日本の教育現場における LGBTQ+ の理解やセクシュアル教育は後進的であることを理解した。LGBTQ+ に対する理解と合理的配慮の必要性を確認している。

今後の課題として、学校現場において LGBTQ+ に理解のある教員が増加し、教壇に立って、指導および支援することが考えられる。本稿で述べてきたことを、現場で主体的に活用することや、継続的な研鑽へとつなげて行けるかが問われている。LGBTQ+ を取り扱ったセクシュアリティ教育や人権教育について

て深く研究し、有効な指導や教科横断的な視野を持つことが挙げられる。また、セクシュアル・マイノリティ当事者の児童生徒がいる場合、本人や家族と相談しながら、LGBTQ+ について取り扱うことや、授業内容や表現方法の実践的対応についても、深めていきたい。多角的に課題を捉え、臨機応変に、そして柔軟に対応できるように知識や実践力を向上させていきたい。

具体的には、引き続き、急速に展開している LGBTQ+ をめぐる動向を注視し論文や書籍から学ぶこと、学校の保健体育や道徳の授業に参加すること、ジェンダーや性についての取り扱いが実際にどのように行われているかを学び、LGBTQ+ を授業で取り上げることやその方法を、学校内外の人材や資源を活用しながら現場の教員の視点で考え、参考にしていきたい。

本稿は安谷による 2023 年卒業論文をもとに加筆・修正したものである。

引用文献

- Anderson, J. (2019/4/17). Harvard EdCast: The Making of a Bully-Free School: Educator Tina Owen-Moore speaks about the creation of the Alliance School in Milwaukee and strategies to combat bullying. Harvard Graduate School of Education, News & Events. <https://www.gse.harvard.edu/news/19/04/harvard-edcast-making-bully-free-school> (2022 年 1 月 7 日閲覧)
- Banks, J. A. (2001). Approaches to Multicultural curriculum reform. In Banks, J. A., & McGee Banks, C. A. (Eds.) *Multicultural education: Issues and perspective*, 4th ed., New York: John Wiley & Sons, pp.225-246.
- 弁護士ドットコムニュース. (2017). 一橋大アウトティング裁判で経過報告…遺族「誰か一人でも寄り添ってくれていたら」https://www.bengo4.com/c_23/n_5987/ (2023 年 5 月 15 日閲覧)
- 弁護士ドットコムニュース. (2018a). ゲイ暴露「一橋大アウトティング事件」の弁論終結、判決は来年 2 月. https://www.bengo4.com/c_18/n_8773/ (2023 年 5 月 15 日閲覧)
- 弁護士ドットコムニュース. (2018b). 国立市が性的指向の暴露「アウトティング」禁止条令、カミングアウトできない人も守る. https://www.bengo4.com/c_23/n_7618/ (2023 年 5 月 15 日閲覧)
- 弁護士ドットコムニュース. (2019). 「アウトティングを肯定されたような気持ち」一橋大生転落死、大学を訴えた遺族敗訴. https://www.bengo4.com/c_23/n_9304/ (2023 年 5 月 15 日閲覧)
- Burnes, R. T.& Stanley, L. J. (2017). *Teaching LGBT psychology: Queering innovative*

- pedagogy and practice*. American Psychological Association.
- Chad, G. (2006.6/20). Milwaukee's finest. Advocate. <https://web.p.ebscohost.com/ehost/detail/detail?vid=1&sid=204d2dce-b15a-474e-ada9-5214ed1ddace%40redis&bdata=Jmxbmc9amEmc2l0ZT1laG9zdC1saXZl#db=aph&AN=21195743> (2022年1月7日閲覧)
- 電通ニュースリリース. (2015年4月23日). 電通ダイバーシティ・ラボがLGBT調査2015」を実施. <http://www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html> (2022年10月10日閲覧).
- 福岡県庁. (2022年2月22日). 福岡県パートナーシップ宣誓制度について. <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokapartnership.html> (2022年9月7日閲覧).
- 博報堂 NEWS. (2016). 「博報堂 DY グループの株式会社 LGBT 総合研究所、6月1日からのサービス開始にあたり LGBT をはじめとするセクシャルマイノリティの意識調査を実施. <https://www.hakuhodo.co.jp/archives/newsrelease/27983> (2022年10月10日閲覧).
- 日高康晴、市川誠一、木原正博. (2004). ゲイ・バイセクシュアル男性の HIV 感染リスク行動と精神的健康およびライブイベントに関する研究. 日本エイズ学会誌, 6 (3), 165-173.
- 日高康晴、木村博和、市川誠一. (2007a). 「ゲイ・バイセクシュアル男性を対象にしたインターネット調査結果 (調査期間 2001/8-9) (有効回答数 5,731 人)」.
- 日高康晴、木村博和、市川誠一. (2007b). 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート 2」, pp.9-pp.10.
- 日高、Operario、岳中、大森、市川、白坂. (2008). わが国における都会の若者の自殺未遂経験割合とその関連要因に関する研究: 大阪の繁華街での街頭調査の結果から. <https://www.health-issue.jp/suicide/result01.html> (2022年12月23日閲覧).
- Hidaka Y, Operario D, Takenaka M, Omori S, Ichikawa S and Shirasaka T. (2008). Attempted suicide and associated risk factors among youth in urban Japan, *Social Psychiatry and Psychiatric Epidemiology*, 43, 752-757.
- イリノイ大学カウンセリングセンター. (2022). LGBT アライ・ネットワーク. (<https://counselingcenter.illinois.edu/outreach-consultation-prevention/cultural-diversity-outreach/queers-allies/lgbt-ally-network/what>) (2022年11月16日閲覧).
- Jarvie, J. (Ed) (2015) Teachers hopes Southeast's first LGBT school will be a haven. *Los Angeles Times*, March 23. <http://www.latimes.com/nation/la-na-gay-school-20150323-story.html> (2022年11月16日閲覧)
- 風間孝、河口和也. (2010). 同性愛と異性愛, 41-71.
- 君塚正臣. (2000). 同性愛者に対する公共施設の宿泊拒否—東京都青年の家事件. 別冊ジュリスト 154, 70-71.
- 厚生労働省. (2012). 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ (2012/8/28 閣議決定、2017/7/25 廃止). https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_h240828.html (2022年10月9日閲覧)
- 厚生労働省. (2017). 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実

- 現を目指して～ (2017/7/25 閣議決定、2022/10/14 廃止). https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_h290725.html (2023年5月15日閲覧)
- 厚生労働省. (2022). 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～、2022/10/14 閣議決定. https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html (2023年5月15日閲覧)
- 国立印刷局. (2023). 官報. <https://kanpou.npb.go.jp/20230623/20230623g00132/20230623g001320018f/html> (2023年5月15日閲覧)
- Krafft-Ebing、黒沢良臣訳. (1913). 『変態性慾心理』(Psychopathia Sexualis、性的精神病理、原著初版1886)、大日本文明協會.
- LGBT 法連合会. (2023). 【声明】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案の成立についての声明. <https://lgbtetc.jp/news/2878> (2023年5月15日閲覧)
- 毎日新聞. (2023年5月12日). LGBT 法整備を 欧米などの駐日大使ら、日本へビデオメッセージ. <https://mainichi.jp/articles/20230512/k00/00m/030/292000c> (2023年5月15日閲覧)
- MARRIAGE FOR ALL JAPAN 結婚の自由をすべての人に. (2023). <https://www.marriageforall.jp/> (2023年6月26日閲覧)
- 文部省. (1979). 『生徒の問題行動に関する基礎資料：中学校・高等学校編』
- 文部省. (1986). 『生徒指導における性に関する指導：中学校・高等学校編』
- 文部科学省. (2014). 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2016/06/02/1322368_01.pdf (2022年10月9日閲覧)
- 文部科学省児童生徒課長通知. (2015年4月30日). 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm (2022年10月10日閲覧)
- 文部科学省. (2016). 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について (教職員向け)」 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afiedfile/2016/04/01/1369211_01.pdf (2022年10月10日閲覧)
- 文部科学省. (2017a). 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案に対する意見公募手続き (パブリックコメント) に寄せられた御意見等について. https://www.mext.80.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/_icsFiles/afiedfile/2017/08/09/1387466_10_1.pdf (2023年5月15日閲覧)
- 文部科学省. (2017b). 「いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止等のための基本的な方針」
- Moorhead, L. (2018). LGBTQ+ visibility in the K-12 curriculum. *Phi Delta Kappa*. 100 (2), 22-26.
- 三成美保・追手門学院大学. (2022). 【模擬授業】法学部 法律学科※ 2023年4月設置予

- 定 ひとから問う法と歴史ジェンダーとセクシュアリティ [WEB オープンキャンパス] (2022/6/17) (27 : 28)、https://www.youtube.com/watch?v=rbGsObm_aiU
- 中塚幹地. (2017). 『封じ込められた子ども、その心を聴く：性同一性障害の生徒に向き合う』 ふくろう出版
- 日本 LGBT サポート協会. (2023). パートナーシップ宣誓制度とは. <https://lgbt-japan.com/partnership/> (2023 年 5 月 15 日閲覧)
- OUTJAPAN.(2023).PRIDE JAPAN.https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/glossary/ra/1.html (2023 年 5 月 15 日閲覧)
- Owen-Moore, T. M. (2019). Preface, *The Alliance Way: The Making of a Bully-Free School*. Harvard Education Press.
- Russell, S.T., Sinclair, K. O., Poteat, V. P., & Koenig, B.W. (2012). Adolescent health and harassment based on discriminatory bias. *American Journal of Public Health*, 102 (3), 493-495.
- 社会福祉法人共生会 SHOWA. (2021) . 『性的マイノリティサポートブック』かもがわ出版.
- Snively, C. A. (2004). Gay-straight alliances. Encyclopedia, glbtq.com http://www.glbtqarchive.com/ssh/gay_straight_alliances_S.pdf
- Steinmetz, K. (2017). California is adopting LGBT-inclusive history textbooks. It's the Latest Chapter in a Centuries-Long Fight. *Time*, November 14. <http://time.com/5022698/california-history-lgbt-textbooks-curriculum/> (2022 年 12 月 9 日閲覧)
- 諏訪の森法律事務所. 「府中青年の家」裁判. <https://www.ne.jp/asahi/law/suwanomori/special/supplement3.html> (2023 年 5 月 15 日閲覧)
- 筑波大学. (2018). 「LGBT 等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン」. https://www.tsukuba.ac.jp/images/201703271334_LGBT_1.pdf. (2023 年 5 月 15 日閲覧)
- Vecellio, S. (2012). Enacting FAIR education: Approaches to integrating LGBT content in the K-12 curriculum. *Multicultural perspectives*, 14 (3), 169-174.
- ヴァインセント、風間孝、河口和也. (1997). 『ゲイ・スタディーズ』. 青土社. 170-185.
- Weinberg, G. (1972) *Society and the healthy homosexual*. New York: St. Martin's.
- 安川優 (2015) 「性の違和感や迷いを感じる児童生徒」に関する学校の現状 大阪教育大学紀要 V 部門 64 (1), 99-115.

(西南学院大学人間科学部児童教育学科・福岡市立三宅小学校)